

大口町告示第80号

大口町奨学金返還支援助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年9月20日

大口町長 鈴木雅博

大口町奨学金返還支援助成金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町奨学金返還支援助成金交付要綱（平成28年大口町告示第59号）の一部を次のように改正する。

様式第2中「支給期間 年度から 年度まで」及び「の支給対象期間」を削り、「3年間」の次に「で、各年度申請が必要」を加える。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

大口町奨学金返還支援助成金交付要綱の一部改正新旧対照表

【新】

様式第2（第7条関係）

奨学金返還支援助成金交付決定通知書

第 年 月 号
日

様

大口町長



申請のありました
たので通知します。

年度奨学金返還助成金については、下記のとおり決定しまし

記

支給番号（ ）

決定の内容

支給決定金額	交付決定・却下の別	却下理由

※助成金は、原則、最初に助成金の支給決定を受けた年度から継続した3年間で、各年度申請が
必要です。

大口町奨学金返還支援助成金交付要綱の一部改正新旧対照表

【旧】

様式第2（第7条関係）

奨学金返還支援助成金交付決定通知書

第 年 月 日
号

様

大口町長



申請のありました
たので通知します。

年度奨学金返還助成金については、下記のとおり決定しまし

記

支給番号（ ）

支給期間 年度から 年度まで

決定の内容

支給決定金額	交付決定・却下の別	却下理由

※助成金の支給対象期間は、原則、最初に助成金の支給決定を受けた年度から継続した3年間です。